

情報セキュリティ基本方針

2014年10月15日

(1) 基本理念および目的

株式会社ants(以下、「会社」という)は、ネットワーク社会創造への貢献を企業理念としている。この理念を達成するため、会社は情報技術を経営に積極的に取り入れ、業務の効率化とサービスの向上を目指している。

会社の情報システムが取り扱う情報には、顧客の秘密情報のみならず、業務運営上の重要情報など、社外漏洩の際にはきわめて重大な結果を招く情報が多く含まれている。従って、情報及び情報システムを様々な脅威から防御することは、会社の事業を守るのみならず、顧客の秘密情報を守るためにも必要不可欠である。そのために、情報を扱う全ての従業員がそれぞれの役割の中で、遵守すべき情報セキュリティ対策の包括的な基準として、情報セキュリティ方針群を策定し、それに準拠した実施手順を定め運用することにより、必要な情報セキュリティを確保することとする。

また、当社の情報セキュリティの目的を下記に設定する。

- ・適切な情報セキュリティの確保をおこない、会社の社会的信頼を継続的に向上する。
- ・万が一情報セキュリティインシデントが発生した場合は、事態の影響を最小限にとどめ、復旧処置をおこない、再発を防止する。

(2) 役割と位置付け

本方針及び関連文書(以下、「ポリシー」という)は、会社の情報及び情報システムに関する情報セキュリティ対策について、包括的、体系的にとりまとめたものであり、情報セキュリティ対策文書の最高位に位置する。会社が保有する情報資産を正しく守ること、代表取締役を筆頭にすべての従業員に、情報を正しく取り扱うための意思統一を行うこと、顧客が求める情報を正しく提供し、より良いサービスの実現に向けて努力するための指針となる役割を持っている。

(3) 見直しと改訂

情報セキュリティの水準を適切に維持していくためには、状況の変化を的確に捉え、それに応じて情報セキュリティ対策の見直しを図ることが重要である。また、情報技術の進歩に応じて、情報セキュリティ対策を変更することも必要となり得る。このため、本ポリシーの見直しを定期的に行い、必要に応じて項目の追加やその内容の充実等を図ることによって、その適用性を将来にわたり維持するものとする。

(4) 法令等の遵守

情報及び情報システムの取り扱いに関しては、法令及び規則等(以下、「関連法令等」という)においても規定されているため、情報セキュリティ対策を実施する際には、本ポリシーのほか関連法令等を

遵守しなければならない。なお、これらの関連法令等は情報セキュリティ対策に関わらず当然に遵守すべきものであるため、本ポリシーでは、あえて関連法令等の遵守については明記していない。

(5) 適用対象範囲

1. 本ポリシーは、「情報資産」を守ることを目的に作成されている。本ポリシーにおいて対象とする「情報資産」は、次に掲げるものとする。

- a. 対象となる情報には、文書及び電子化されたデータを含み、会社が作成した法人文書のほか、作成途中の法人文書、会社以外から入手した情報及び個人情報を含む。
- b. 対象となる情報システムには、情報を電子的に処理するためのハードウェア、ソフトウェア、ネットワークのほか、運用管理及び保守に必要な文書も含む。

2. 本ポリシーは、前項に掲げる情報及び情報システムを取り扱うすべての従業者に適用する。ここでいう従業者は、経営層、正社員、アルバイトを含む。

(6) 罰則

本ポリシーに違反した場合、就業規則、契約書に従って、処分の対象となることがある。会社の情報資産を脅かす重大な違反があった場合は、同様に処分または法的措置が講じられることがある。

(7) 附則

本ポリシーは、平成26年10月15日より施行する。